

公益財団法人
日本ウェルビーイング財団
定 款

公益財団法人日本ウェルビーイング財団

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本ウェルビーイング財団と称し、英文ではJapan Wellbeing Foundationと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な場所に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、人のウェルビーイングの向上に直接関わる教育・スキル開発・就業機会創出、さらに、その前提となる様々な社会的不公正の是正などの活動に従事することで、社会における重要な課題解決を通じて公益の増進をけん引し、地域課題解決支援、災害復興支援、途上国支援、スポーツ交流支援、人権問題解決支援、ダイバーシティー アンド インクルージョン支援、環境問題解決支援、及びその他の公益の増進を図る事業の振興に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育・スキル開発・就業機会創出、地域課題解決支援、災害復興支援、途上国支援、スポーツ交流支援、人権問題解決支援、ダイバーシティー アンド インクルージョン支援、環境問題解決支援、その他の公益の増進を図る活動に対する助成事業、社会課題解決事業
 - (2) その他公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、附則第2条に掲げる財産を、この法人のために拠出する。

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、寄附をした者が使途を指定しない場合には、その半額以上を第4条第1項第1号の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産及びその他の財産の維持及び処分)

第7条 基本財産及びその他の財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により決定するものとする。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により決定するものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これらの書類を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）損益計算書（活動計算書）
- （5）貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- （6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- （1）監査報告
- （2）理事及び監事並びに評議員の名簿
- （3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- （4）運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

（会計原則等）

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 公益充実資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める手続きによる。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人には、評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、各評議員について、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（1）各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（2）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

　　国の機関

　　地方公共団体

　　独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

　　国立大学法人法2条1項に規定する国立大学法人又は同条3項に規定する大学共同利用機関法人

　　地方独立行政法人法2条1項に規定する地方独立行政法人

　　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特

別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員長は評議員の互選により選定する。

（権限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、特段の事情があり評議員会が認める場合には通算2期まで再任することができる。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了までとする。

3 第13条に定める評議員の定数が欠ける場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

第17条 評議員に対して、各年度の総額が10,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第20条 この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第22条 評議員会を招集するには、代表理事は評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び議案の概要を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 評議員長欠席の場合は、出席した評議員の中から議長を選出する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任する。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長がこれに記名押印又は電子署名するものとする。

第6章 役員

(役員)

第26条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事を選任する場合には、各理事について、次のイからヘに該当する理事の合計数が理事の総数(現在数)の3分の1を超えないものであることを要する。

イ 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、法人の業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業

務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、通算2期まで再任することができる。ただし、特段の事情があり評議員会が認める場合には通算3期まで再任することができる。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、特段の事情があり評議員会が認める場合には通算2期まで再任することができる。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、現任理事の残任期間とする。

5 理事又は監事は、第26条に定める定数が欠けるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(役員の責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、法人法第198条で準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第111条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要に応じて隨時開催する。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事とする。

- 2 代表理事が欠席の場合は、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

（株式の議決権行使）

第40条 この法人が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主としての議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

（議事録）

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名するものとする。

第8章 選考委員会

（選考委員会）

第42条 この法人には、第4条第1項第1号の事業の対象となるものを選考するため選考委員会を置くことができるものとする。

2 委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

（選考委員）

第43条 この法人が選考委員会を置くときは2名以上15名以内の選考委員をもって組織することとする。

2 選考委員は、学識経験者など助成対象等を選考するにあたって十分な知識を有する者たちから、理事会で選出し、代表理事が委嘱する。

3 選考委員は役員及び評議員を兼ねることができる。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、評議員会の決議をもって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条（目的）、第4条（事業）及び第14条（評議員の選任及び解任の方法）についても適用する。

（解散）

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第46条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

(剩余金の非分配)

第48条 この法人は剩余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(事務局)

第49条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 この法人は公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により決定するものとする。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により決定するものとする。

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 雜 則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

第1条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和7年6月30日までとする。

第2条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

金銭 金10,000,000円

(最初の事業計画等)

第3条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立時評議員)

第4条 この法人の設立時評議員は、次の者とする。

設立時評議員 庵原 一水

設立時評議員 松本 仁

設立時評議員 紺田 緑(高山 緑)

(設立時理事及び設立時代表理事)

第5条 この法人の設立時理事、設立時代表理事は、次の者とする。

設立時理事　淺井 明紀子

設立時理事　谷藤 雅俊

設立時理事　前野 隆司

設立時代表理事　淺井 明紀子

(設立時監事)

第6条 この法人の設立時監事は、次の者とする。

設立時監事　達脇 恵子

(設立者の名称及び住所)

第7条 この法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

一般財団法人デロイトトーマツウェルビーイング財団

代表理事　吉川 玄徳